

受 理 番 号	陳情第 4 5 号
件 名	中学校の部活動のあり方を文化的平和に見直すことについて
要 旨	広島市教育委員会は令和 7 年度 4 月現在、広島市立中学校教員の部活動の顧問について、「勤務時間内であれば、校長は職務として命令できる」との判断を下している。これは、明らかな法令違反であり、当然ながら文部科学省との認識とも異なるものである。この、教育委員会が公然と法令違反を行っているという事実は、広島市民の信頼を根底から損なうものであるとともに、教員の人権を踏みにじる暴力性を持ったものであることを、再三にわたり、校長や教育委員会の担当課に伝えてはいるのだが、広島市の教育行政は組織としてその訴えを無視している状態にある。 また、慣例として続いている部活動の顧問の活動も、本来は「職務」に該当しないため、教員の勤務時間内に行われている部活動の顧問としての活動自体が、法令違反になっている。つまり、校長は法令違反に該当することを教員に「職務」として命令し、教育委員会はそれを知りながら（若しくは、今のところその認識はないというき弁を用いながら）、黙認している状態にある。 少なくとも広島市は現在、教育委員会が法令違反を放置しており、学校で世の中のことを学ぶこどもたちが、「法令を守ることの大切さ」を学ぶこと自体が困難な状態にある。広島市は、教育関係の大人たちが堂々と法を無視しており、何の処分もなく生活している姿をこどもたちは見ているという非常に危険な状態にある。こどもは、大人の姿を見て多くを学ぶ存在であるが、教育の名の付く組織が法を守らない姿を見て、こどもたちは何を思うだろう。 広島市の教育は、長期的に見れば広島市の未来を創るという壮大な責任を担っている。 広島市のこどもたちが法令の大切さを実感を伴って学び、学校でこどもたちと共に生活する誰もが晴れ晴れした気持ち、つまり文化的平和に過ごすことができる環境を作るために、下記の事項を陳情する。 記 1 部活動の顧問について、「勤務時間内であれば、校長は職務と

要 旨	して命令できる」との判断が法令違反であることを直ちに認め、教員に対する違法な職務命令を停止すること。部活動顧問にやりがいを感じている教員がいる反面、部活動顧問により精神的な苦痛を感じている教員が存在する以上、教育委員会が行っていることは公的なハラスメント行為に他ならない。 2 部活動の顧問は「職務」に当たらないため、教員が勤務時間中に部活動の顧問としての活動を行うことは、法令違反である。教育委員会と校長が連携して教員の労働環境を見直し、早急にこの違法状態を改めること。万が一、現状が違法状態であることが認識できない行政職員や校長が存在するとするならば、直ちに研修を行い、義務教育卒業程度の教養を身に付けさせること。 3 部活動は、こどもの人格の形成を促す教育活動として、他に類を見ないほどの効果をもたらすことは言うまでもない。働き方改革の一環として行われる部活動改革が、こどもたちの成長を減退させたり停滞させたりすることのないよう、広島市全体の課題として部活動の在り方を見直すこと。間違っても、現状の教員の善意による自主的・献身的な活動に委ねるような、教員の人権を無視した文化が残らないようにすること。 意識して問うたことがない方には信じられないかもしれないが、中学校における部活動の顧問としての活動は法令違反である。以下により、そのことを法令と文部科学省の認識や見解を元に記していく。理解が難しいと感じる方は、一つ一つ立ち止まり考えてみてほしい。必要とされるのは、論理的思考力である。 まず、令和2年度にスポーツ庁より示された、「学校の働き方改革における部活動改革について」で明記されているとおり、部活動についての国としての見解は、「部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務」である。つまり、部活動の顧問は、「勤務時間内であれば、校長は職務として命令できる」という広島市の判断は明らかな越権行為であり、その認識により部活動顧問を強要し、万が一教員が精神的な苦痛を受けているとしたら、それがハラスメントに該当することは明白である。 もう少し詳しく説明すると、そもそも部活動は「職務」に該当しない、というのが文部科学省の認識にあるために、上のスポーツ庁の見解があると考えられる。その根拠として、「中学校学習指導要領（平成29年告示）総則編」に部活動の位置付けが示されている
------------	---

要 旨	が、そこには部活動は「教育課程外の学校教育活動」として紹介されている。念を押すが、部活動は学校の教育活動ではあるものの、教育課程外の教育活動である。 そして、「職務」の位置付けは、文部科学省のホームページ（中央教育審議会資料）により以下のように示されている。 「職務」は、「校務」のうち職員に与えられて果たすべき任務・担当する役割である（具体的には、児童生徒の教育のほか、教務、生徒指導又は会計等の事務、あるいは時間外勤務としての非常災害時における業務等がある）。 「校務」とは、学校の仕事全体を指すものであり、学校の仕事全体とは、学校がその目的である教育事業を遂行するため必要とされる全ての仕事であって、その具体的な範囲は、１教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関する面、２学校の施設設備、教材教具に関する面、３文書作成処理や人事管理事務や会計事務などの学校の内部事務に関する面、４教育委員会などの行政機関やＰＴＡ、社会教育団体など各種団体との連絡調整などの渉外に関する面等がある。 「校務」の範囲が具体的に明記してあるが、学校の教育活動である部活動に関わりそうな部分を抜き出すとすれば、次の記述「１教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関する面」である。しかしながら、部活動は「教育課程外の学校教育活動」であるため、「校務」には含まれないことは明らかである。また、念のために確認しておくが、これを読むと分かるとおり、部活動は「職務」にも含まれてはいない。 この事実を捕捉する資料として、文部科学省が平成２９年に作成している「法令等で学校に義務付けられている業務等（一覧）」も紹介したい。この中で、「部活動における指導」は「義務付けがなされているものではない」と明記されており、さらに付け加えるならば、「ここでいう『義務付けられている』には、努力義務であるものも含む」と記されているため、文部科学省によると部活動指導は、教員の努力義務ですらない。 さらに私は広島市立中学校に勤務する一人の地方公務員として、教育課程に基づく学習指導に専念するため、つまり、本来の「職務」に専念するために、部活動の顧問を拒否しているが、広島市教育委員会学校教育部教職員課から、勤務時間内の部活動の顧問は職務命令であることを告げられている。そしてこれは、教職員課長としての考えではなく、教育委員会としての判断であるという回答も得
------------	--

要 旨	ている。 以上より、次の三つのことが明確になっていることが分かる。 1 中学校の校長は、「校務」に該当しない部活動の顧問を職務命令として強要している実態がある。 2 広島市の教員は、「職務」に該当しない部活動を勤務時間内に行っている（校長の職務命令により強要されている）。この行為は、地方公務員法第35条「職務に専念する義務」を明らかに違反したものである。 3 広島市教育委員会は、上記のことが明らかであるにもかかわらず、教員からの部活動の顧問を持てないという申出を無視し、職務命令として部活動の顧問及び勤務時間内の部活動を強要している実態がある。 最後に追記しておく、これらのことを広島市教育委員会に示したとしても、恐らくは、組織として現在そのような認識にない、若しくは、過去はそのような認識になかったと答えることが予想される。または、これら全てを水に流して記憶にないと言い逃れ、部活動は教員が自主的に行っている行為として開き直ることも考えられる。正直なところ、広島市の未来を考える上で、そのような自己保身による利己的な回答はどうでもよい。ただ、現実には起きていることをきちんと受け入れ、それらを認識することから広島市の教育の未来への構築は始まるため、現在よりこの先の部活動の在り方が文化的平和なうちに見直され、実施されていくことを願うばかりである。 広島市は世界恒久平和への取組として「平和文化の振興」を掲げ、あらゆる暴力を否定する文化の構築を目指している。この「平和文化の振興」は、広島市長が会長を務める平和首長会議でも2021年に新たに目標として追加されたものであり、これまでの「核兵器のない世界の実現」と「安全で活力のある都市の実現」という目標を下支えするものとして具体的に進めていくべきものである。 本陳情で明らかにしたのは、構造的暴力・文化的暴力と呼ばれるものであり、私たちはそれらが減退・排除された状態、つまり文化的平和な都市の実現を志向している。広島市議会がこの課題に真剣に向き合い、広島市に存在する構造的な暴力にき然として立ち向かうとき、その姿は他者から見れば、平和文化を広げている活動として映ることはたやすく想像できる。 それは、他の都市が平和への一步を生み出す勇気の源になるのではないか。
------------	--

要 旨	その歩みが広がれば、世界は今より一層平和になるのではないか。 そこで生活する人たちは、より自由で、自分らしくいられるのではないか。 そして、そこで行われる教育活動により、こどもたちは今よりもっと豊かで、夢や希望にあふれた未来を描き、それぞれの人生を歩んでいけるのではないか。 平和な世界は、誰かに与えられるものではない。私たち一人一人が創り出すものである。 文化的平和と呼ばれるものがきちんと理解され、広がりを見せ、広島市だけでなく、日本や世界で暮らす誰もが、晴れ晴れとした気持ちで生活できる日が来ることを、心から願っている。
------------	--